

## 二〇一〇年度例会一覽

### 四月例会（二〇一〇年四月二十五日（日）、キャンパスプラザ京都）

合評会：西田慎著『ドイツ・エコロジー政党の誕生——「六八年運動」から緑の党へ』（昭和堂、二〇〇九年）

コメント：姫岡とし子（東京大学）

合評会：近藤正基著『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』

（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）

コメント：野田昌吾（大阪市立大学）

### 六月例会（二〇一〇年六月二十七日（日）、キャンパスプラザ京都）

合評会：阪口修平・丸島宏太編著『軍隊（近代ヨーロッパの探求 12巻）』

（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）／ラルフ・ブレイヴェ著（阪口修平

監訳、丸島宏太、鈴木直志訳）『一九世紀ドイツの軍隊・国家・社会』

（創元社、二〇一〇年）

コメント：望田幸男（同志社大学名誉教授）、三宅立（元明治大学教授）

### 一〇月例会（二〇一〇年一〇月二十四日（日）、キャンパスプラザ京都）

報告：北岡幸代（京都大学大学院）

「ヴァルター・ラーテナウの『時代批判』（一九二二年）と近代批判の

言説空間——『新興言説人』とクライス文化」

報告：栗谷秀央（京都大学大学院）

「一九世紀ドイツのカトリック・ヒストリオグラフィ 一八三〇～

一八六〇——プロイセン・教養層・カトリシズムにおける位置づけ」

報告：鈴木健雄（京都大学大学院）

『『マイネッケ学派』亡命歴史家たち 一九二〇年代、三〇年代 ドイツ、アメリカ——ハンス・ローゼンベルク、ハヨ・ハルボーンの歴史思想を中心に』

### 一二月例会（二〇一〇年十二月十八日（土）、キャンパスプラザ京都）

合評会：石井聡『もう一つの経済システム——東ドイツ計画経済下の企業

と労働者』（北海道大学出版会、二〇一〇年）

コメント：星乃治彦（福岡大学）、木戸衛一（大阪大学）

### 一月例会（二〇一〇年一月三日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告：川喜田敦子（大阪大学）

「強制移住・国外移民・国内移動・定着——「追放」にみる人の移動と国民の再編」

報告：今井宏昌（福岡大学大学院）

「ドイツ義勇軍戦士をめぐる語り——アルベルト・レオ・シュラーゲター（一八九四～一九二三）を中心に」

報告：森本慶太（大阪大学大学院）

「スイスにおけるソーシャル・ツーリズムの形成——スイス旅行公庫協同組合の設立（一九三九年）とその背景」

## ドイツ現代史研究会規約

二〇〇四年二月一九日、臨時総会にて承認

二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認

二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認

二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認

第1条 本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条 本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条 本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることできる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第5条 本会は、年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算および予算を審議する。

第6条 本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。事務局は総会で選出され、任期を一年とする。

第7条 『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は三名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第8条 本会は会計監査を一名おき、会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第9条 本会の本部は、事務局の通信担当の研究室におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。

第10条 本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

### 会費に関する規定

(1) 本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員

二〇〇〇円とする。

(2) 一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員(PD)、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することでき、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

(3) 学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することでき、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

(4) 通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布のみを受ける者とする。

(5) 一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除される。

(6) 事務局担当者の会費については、これを免除する。

(7) 会費を三年滞納した者については、会員資格を停止する。

### 編集に関する規定

(1) 本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。

(2) 本誌は、論文、研究ノート、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。

(3) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。

(4) 投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。

(5) 原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。

### 投稿に関する規定

(1) 『ゲシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。

- (2) 投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。
- (3) 投稿を希望する者は、九月末日までに、本会事務局にその旨を連絡する。
- (4) 投稿者は、審査用の原稿三部（紙に印字したもの）を、十一月末日までに、本会事務局に提出する。原稿は、所定の執筆要領にしたがって、必ずパーソナルコンピュータまたはワードプロセッサで作成する。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。
- (5) 論文の掲載を認められた投稿者は、編集委員会の指示にしたがって、完成原稿一部と内容のデータを、指定した期日までに本会事務局に提出する。データについては、原則としてメールによって提出するものとする。画像のデータがある場合は、JPEG形式(jpg)のデータを添付する。
- (6) 編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。

### 執筆要領

- (1) 『アシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートの分量は、全角で一萬四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。
- (2) 原稿のデータの形式は、原則としてマイクロソフト・ワード形式(doc)、もしくはリッチテキスト形式(richtx)とする。
- (3) 原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。
- ① 原稿は横書きまたは縦書きとし、A4の用紙を使って、一頁あたり四二文字×三六行で印字する。
- ② 章には全角数字で「1 見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」にも必ず番号をつける。番号の後には全角スペースを入れる。
- ③ 本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の

大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。

- ④ 注は、本文の該当箇所に半角数字+上付き文字で「①」「②」と通し番号を付し、後注で半角数字で「(1)」「(2)」と番号を表記した後に注の内容を記す。  
 (例)「……が明らかになった①。」「(1) この点については……を参照。」
- ⑤ 参考文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社(または出版地)、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文論文名は“ ”または“ ”で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ+半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑥ 論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「著者名 発行年・ページ数」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ+半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑦ 図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。
- ⑧ 体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。